

工藤 保雄 議員



土地開発の方向性について

Q 土地利用の方向性については、村建設計画の地域整備方針の中で自然環境の保全と共生を基本とした地域づくりを進めるとある。

その中で、土地の有効利用、優良農地の確保には村全体の整備方針をより強固に推進する必要があると考えるが、全体を見た中でどの村の基本方針を尋ねたい。

A

村長

豊かな自然と共生する環境の村づくり、地域の特性を生かした活力ある村づくりを大きな基本方針として進めている。

また、提案の土地開発条例といたった、各種開発による水質保全、景観の保全については、熊本県景観条例、村の自然環境保全条例、地下水保全に関する条例などなどによる指導も行っている。

なお、久木野地区については、既存集落より標高の高いところに民間開発が集中しており、従来から森林伐採や水田の転用などによる保水機能の低下などによる土砂災害の心配もある。現実に災害が発生するのか、未来のことは本当に難しいが、村が十分な調査を実施して作成した、災害予測のハザードマップ、また、阿蘇火山防災協議会等で作成した火山噴火の際の被害予想なども加味しながら、土地利用の方針に役立てている。

Q

宅地化などを目的とした区画造成等の開発、特に

この区域における公共施設（道路・公園・上下水道・緑地・広場・河川・水路・消防水利施設・清掃施設）の整備について尋ねたい。新しい開発の中では、公共施設は村民の平等性、今までは無償で提供してきたこと、それから受益者負担が原則であることなど、財政負担の観点からこれまで以上に要綱の制定も含

めて強力な指導、協議が必要と思うが村はどのように進めていくのか。

A

総務課長

公共施設等々についての開発行為（建築物の建築などの目的で行う土地の区画形質の変更）を行う前に、最初の窓口で協議する場合、そういった取り決めが村の条例の中で設定できるような形でなければいけないという風に考えている。また、開発行為についてはそれぞれに課にまたがるので、これらを統括した取り決めを整備する法の整備も必要であり、今後、土地を買って施設を整備したりすれば村の負担も膨大になるので、当然最初のうちに取り決めができればと、また、条例の整備に含まれるのかと考えており、努力させていただきたい。



村長の進退について

Q

平成17年2月の合併により南阿蘇村が誕生し、初代村長に就任され、村の舵取り役として活躍されてきた。翌年の2月22日には投票、選挙の日程も決定しているが村長の進退について伺いたい。

A

村長

色々と検討したわけでありませんが、総合的に判断し今期をもって終わりにしたいと思う。

なお、任期については3月5日までとなっているので、残されたわずかな期間であるが全力を尽くして努めてまいりたい。



一般質問に回答される今村村長